

公立大学法人横浜市立大学客員教員等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学学則第 85 条の規定に基づき、本学における客員教員、客員研究員、特別研究員及び共同研究員（以下「客員教員等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(客員教員)

第 2 条 客員教員とは、本学において教育、研究に従事しようとする者で、本学の講師に準ずる資格以上の資格を有し、有為な研究活動に従事する者をいう。

2 客員教員は次の者とする。

- (1) 本学の教授に準ずる資格を有する者を客員教授とする。
- (2) 本学の准教授に準ずる資格を有する者を客員准教授とする。
- (3) 本学の講師に準ずる資格を有する者を客員講師とする。

(客員研究員)

第 3 条 客員研究員とは、本学の助教に準ずる資格を有する者で、本学において有為な研究活動に従事する者をいう。

(特別研究員)

第 4 条 特別研究員とは、日本学術振興会特別研究員（PD）及びこれと同等と認められる者をいう。

2 前項で定める同等と認められる者とは、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 特別研究員として研究を開始する時点で博士号を有すること。
- (2) 大学院において、優秀な研究業績があること。
- (3) 本学の研究発展に寄与すると認められること。

(共同研究員)

第 5 条 共同研究員とは、本学において本学の教員と共同して研究を行う学外からの者をいう。

(申請)

第 6 条 客員教員等を受け入れようとする研究責任者は、客員教員等の受入及び資格付与について、学部運営会議、研究科運営会議等、該当する会議において承認を得なければ

ならない。

- 2 学部運営会議、研究科運営会議等、該当する会議において承認を得られたときは、受け入れる組織の長は、別に定める申請書により学長に申請するものとする。

(承認等)

第7条 学長は前条の申請を適当と認めるときは、別に定める承認書により通知する。

- 2 学長は、別に定める証書により称号の授与又は資格の付与を行う。

(研究期間)

第8条 客員教員等の研究期間は、原則として2年以内とするが、必要がある場合は、期間の延長を申請することができる。ただし、特別研究員の研究期間は、3年以内とする。

- 2 研究期間延長の申請は、別に定める申請書により第6条に準じて行い、承認は前条に準じて行うものとする。
- 3 前2項に関わらず研究期間については、研究責任者の任期を超えないものとする。

(待遇)

第9条 客員教員等には、給与その他の給付は支給しない。

(施設の利用)

第10条 客員教員等が研究上必要とする本学の研究施設等の利用については、便宜を供与する。ただし、本学は、当該研究施設等の利用によって生じた事故等に関しては責任を負わない。

(事務取扱)

第11条 特別研究員に対する科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）については、本学教員に準じて行うものとする。

(研究成果の報告等)

第12条 客員教員等は、本学における研究が完了したときは、研究成果を、研究責任者を通じて、学長に報告するものとする。学長は、願出によって修了証を与えることができる。

- 2 本学の施設利用又は本学教員との研究等により発生した知的財産の取扱いについては、別途協議するものとする。

(雑則)

第13条 この規程を運用することにあたって、必要な事項については、学長が別に定める

ものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。